

令和 2 年 7 月 1 日

山貴ドライビングカレッジ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための規約について

山貴ドライビングカレッジでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のために以下のとおり合宿教習生の入所に関する規約を定めましたので、ご理解の上遵守されるようお願いいたします。

(1) 入校

【原則】

- 1 緊急事態宣言の再度の発令など、状況に変更があった場合は、入校を延期していただく場合があります。（行政機関が県外から県内への移動自粛要請や規制を行った場合等）
- 2 入校の1週間前から毎日検温（別紙に記録）し、入校時に提出していただきます。

（その際、検温期間中に37度以上が1度でもありましたら、当校まで事前にご連絡をお願いいたします。） ※規約同意書（兼 検温記録表）を忘れた場合や記入漏れのある場合には、入校をご遠慮いただくこととなります（交通費は自己負担となります）ので、必ず毎日の検温・記入を行い、入校時に忘れずにご持参くださるようお願いいたします。
- 3 入校当日体温が37度以上ある方の入校はお断りいたします。
- 4 入校予定日より過去1か月以内に海外渡航歴のある方及び海外渡航歴のある方の関係者（濃厚接触可能性のある家族・同僚・友人等）の入校はお断りいたします。
- 5 入校予定日より過去2週間以内に遊興施設（ゲームセンター・カラオケボックス・パチンコ等）への立ち入りをされている方の入校はお断りいたします。

【合宿入校時に関する条件と対応】

- 1 自宅出発時から必ずマスクを着用するようお願いいたします。

（マスクは入校前にご自身で在校期間中分準備をお願いいたします。）
- 2 入校時、集合場所で検温し、体温が37度未満であることを確認いたします。
- 3 当校到着後も、検温を実施し体温が37度未満であることを確認いたします。

※37度以上の場合は、理由を問わずその時点で一時帰宅していただきます。

（平熱が高い方も例外はありません）〔一時帰宅費用は自己負担となります〕

※一時帰宅後、医療機関での検査等にて新型コロナウイルス感染者でないことが確認できた場合は、症状改善の後に入校は可能となります。

(2) 在学期間中

- 1 合宿期間中は宿舎（部屋）内以外の場所では必ずマスクの着用をお願いいたします。
※教習の他、買い物や散歩などの外出の際も必ずマスクの着用をお願いいたします。
- 2 毎日の登校時に検温を実施し、体温が37度未満であることを確認いたします。
※37度以上の場合は、その時点で一時帰宅していただきます。〔一時帰宅費用は自己負担〕
※一時帰宅後、医療機関での検査等にて新型コロナウイルス感染者でないことが確認できた場合は、症状改善の後に教習の再開が可能となります。
※当校時の検温後に体調の変化や何らかの症状が見られた場合にも随時検温を実施します。
- 3 毎教習時間の前後や来校時などに手指の消毒を行っていただきます。
- 4 教習外の時間（休日を含む）にて、【当教習所】【宿舎】【最低限の食料品・物品を購入するためのショッピングセンター（コンビニエンスストア等）】以外の場所に立ち入ることはご遠慮願います。

(3) 緊急事態

当校関係者（職員・他の教習生等）に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は休校準備措置を取るため、教習を中止するとともに一時帰宅をお願いします。〔一時帰宅費用は当校が負担いたします〕

※駅までの送迎は行いません。

※上記の理由によって卒業予定日が延期された場合等の当校からの補償はありません。

※休校措置終了後の【教習再開・転所・退校】の選択については教習生の方の希望に合わせて対応いたします。

※【転所】を希望される場合は、山形県指定自動車教習所規定に則り手続きを取らせていただきます。

※【転所】【退校】の場合の教習費用については、当校の規定により実費精算いたします。

当面の間、以上の規約に則り対応させていただきますので、何卒ご協力をお願いいたします。